



# システム対象業務の見直し (輸出入通関)

2019年10月10日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

## 1. システム対象業務の見直し（輸出入通関）

プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について実施の可否を検討する。また、新規業務等の必要性についても検討する。

| 区 分                    | 概 要  | 備 考 |
|------------------------|--|-----|
| 1. 個別検討事項              | 輸出入通関に関するシステム対象業務の見直し  |     |
| 2. 現行仕様                | 改変規模が大きい変更要望は、関連システムへの影響等の理由から、第6次NACCS中の単年度プログラム変更として実施できない案件が存在する。   |     |
| 3. 見直しの経緯<br>(利用者の要望等) | <ul style="list-style-type: none"><li>・プログラム変更要望において、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について更改のタイミングで実施する必要がある案件実施の可否を検討する。</li><li>・新規業務の必要性について検討する。</li></ul>       |     |
| 4. 次期仕様                | 実施案件について検討する。  |     |
| 5. その他                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・第6次NACCS更改後、過去2年間に提出されたプログラム変更要望の内、新規業務新設の要望を次ページ以降に整理。</li><li>・今後提出されるプログラム変更要望（2020年度以降）については、適宜検討案件として追加検討する。</li></ul> |     |

## 2. 新規業務新設を要望するプログラム変更要望一覧（1）

|   | 概要             | 現行仕様  | 要望内容  |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 修正申告事項登録(AMA)  | 修正申告前及び修正申告後とも、税額等を計算し全てのデータを入力しなければならない。   | 輸入申告事項登録(IDA)メニューと同様に課税価格と関税率、内国税率を入力することで税額等を自動で計算するように変更。   |
| 2 | 特例申告期限内訂正      | 特例輸入者が関税・消費税の納期限までに行う期限内訂正は、マニュアルでの対応の為、紙面の提出、税関に確認印をもらうなど、窓口でしか対応できず、NACCSで行う事ができる修正申告、更正の請求に比べ、訂正可能な期限が設定されているにも関わらず業務が煩雑で時間がかかる。   | NACCSに期限内訂正の業務を新設する。  |
| 3 | ATAカルネ通関のシステム化 | <p>①NACCSには業務がない</p> <p>②ATAカルネ通関手帳に所定事項を記入。申告の際、各物品をHS分類と集計を行っている。</p> <p>③蔵置場所を管轄する税関の通関部門へカルネ手帳自体を提出して申告し、許可を受けている。</p> <p>④賦課課税が課せられた場合は、納付書により納付することになる。</p> <p>⑤再輸出入の際、上記①、②を再度行う必要がある。</p> | <p>①NACCSに「ATAカルネ通関」の業務を新設する。</p> <p>②カルネ手帳に記載の物品明細、価格等をNACCS上の入力画面に入力し、HS番号ごとの集計をNACCSにおいて行い、HSごとの価格、税額等を算出する。</p> <p>③カルネ手帳を税関に提示しなければ、税関での審査、検査が受けられないため、NACCSに登録された内容で審査、検査を実施し、カルネ手帳の提示後税関の確認等を経て、許可を受ける。</p> <p>これにより、貨物管理番号との連動による許可情報が関係者に配信される。</p> <p>④マルチペイメントなどによる納税を可能となるようにする。</p> <p>⑤当初輸出あるいは輸入時に払い出された申告番号に基づいた許可内容（データ）を再輸出入時に呼出し・修正等することによって申告事項登録等を可能とする。</p> |

## 2. 新規業務新設を要望するプログラム変更要望一覧（2）

|   | 概要                                       | 現行仕様  | 要望内容   |
|---|--|---|--|
| 4 | IDA業務にて原産地証明書の内取可能化                      | 現行、原産地証明書の取り扱いは、輸入許可の日より3日以内の提出、また内取通関の場合には、原産地証明書に輸入許可日、輸入申告番号、輸入個数、数量を記載して税関の押印後返却を受ける  | 第6次NACCSでは、原産地証明書原本の提出が不要となりましたが、内取通関に於いても、NACCSで内取通関が可能としていただきたい。 |
| 5 | IDC業務、MSX業務、後に数量の裏落とし確認印の押捺で原本を税関へ提出する業務 | 輸出した貨物を分割して輸入する場合の通関数量の裏落とし（再輸入免税のE/D、暫定八条の付属書等）については、その裏落としを記載した書類をPDFファイル等で提出することで審査終了まで実施して頂いていますが、輸入許可後にその原本を申告先部門へ提出し税関の確認印の押なつを頂いている。 | 関税割当証明書（TQA,TQB,TQC,TQE）のような業務を設けて頂きたい。                            |
| 6 | 輸入別送品申告                                  | 賦課課税の輸入別送品申告は原本でのやりとりのマニュアル申告となっている。  | システム化を希望。汎用申請でも良い。   |
| 7 | 一括輸出許可内容変更申請（仮称）                         | 混載業者(NVOCC)が予定されたコンテナ詰場所が変更となった場合は、輸出許可ごとに「輸出許可内容変更申請」を行っている。   | 仮称「一括輸出許可内容変更申請」業務を追加して頂きたい。（但し変更対象は自社通関分）                         |
| 8 | 検査指定票の対査業務システム化                          | 検査指定票をヤードに持ち込み、対査印をもらっている。  | 検査指定票の対査をNACCSでできるようになってほしい。ヤードがチェックを入れたらOKといったように。                |